

かゆいところに手が届く!

成年年齢引下げについて

調査課研究員 安本 正義 (三鷹市派遣)

1. はじめに

日本では大人と子どもの境目を「20歳＝成人」とする考えが一般的に使われてきました。しかし、2022年4月から民法改正によって成年²年齢が20歳から18歳に引き下げられ、これによって18、19歳の方は2022年4月1日に新成年となりました。自らの判断で選択ができることが増える一方で、責任が求められる大人となります。

本稿では、民法改正に伴う成年年齢の引下げについて整理するとともに、当事者にとって何が変わるのか、そして、自治体業務にどのような変化があったのかを解説していきます。

2. 民法改正の内容

成年年齢を18歳に引き下げることと内容を「民法の一部を改正する法律」は2018年6月に公布され、2022年4月1日より施行されました。主な改正内容は、民法第四条が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げることです。これによって、2002年4月2日から2004年4月1日の間に生まれた方は、2022年4月1日に成年となりました。2004年4月2日生まれ以降の方は、成年を迎える日は18歳の誕生日となります。

(成年)
第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。

なお、この度の改正法では女性の婚姻開始年齢(結婚することができるようになる年齢)についても、社会での経験や経済的な成熟度を重視して、18歳に引き上げる見直しをしています。

(婚姻適齢)
第七百三十一条 婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。

3. なぜ、「18歳」に引き下げるのか

(1) 見直しの背景

民法の成年年齢の見直しのきっかけは、2007年に憲法改正国民投票の投票権年齢が「18歳以上」となったことに関係があります。その際に、社会生活に影響のある民法の成年年齢を連動させるべきか、議論がなされるようになりました。

成年年齢を引き下げるべきか否かを検討するために、法制審議会³の民法成年年齢部会が設置されました。部会では、各種専門家や有識者から成年年齢を引き下げた場合に生ずる問題及びその解決策等に関してヒアリングを行ったり、高校生等との意見交換会を行ったりし、調査・審議をしました。2009年に部会が作成した「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」(以下、最終報告書⁴)をもとに、成年年齢を引き下げることが適当であることと、法務大臣に対して答申がなされました。一方で直ちに引き下げると生じる可能性がある問題点として、若者の自立や、消費者被害の拡大のおそれ等を挙げ、それらの解決に資する施策が実現されることが必要であるとしました。

2015年には公職選挙法の選挙年齢が18歳以上と定められるなど、18、19歳の方にも国政上の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした流れを踏まえ、市民

³ 法務省に設置された審議会。法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法、その他法務に関する基本的な事項を調査審議する。
⁴ 法務省「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書(第2次案)」<https://www.moj.go.jp/content/000012523.pdf> (2022年5月19日確認)

生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱い、社会への参加時期を早めることが適当ではないかという議論がされるようになりました。民法における成年年齢の引下げは、18、19歳の方だけでなく、その影響が及ぶ範囲は極めて広範に及ぶと予想されました。そのため、法務省は、パブリックコメントを募集し、施行方法や施行日、経過措置などについての意見を踏まえ、2018年3月、民法改正法案を第196回国会に提出しました。

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響があることや、関係するシステム対応、消費者被害の防止等の観点から周知の徹底が必要であるため、改正法の施行は2022年4月1日とされました。

▼図表1 成年年齢引下げに至る経緯

2007年 国民投票法成立
2009年 法制審議会による法務大臣に対する答申
2015年 公職選挙法改正
2018年 民法の一部を改正する法律成立
2022年4月 民法の一部を改正する法律施行

<出典>筆者作成

(2) 外国の成年年齢

国際的には成年年齢はどのようになっているのでしょうか。2016年時点のOECD⁵加盟国において、35カ国中32カ国が成年年齢を18歳としています。また、成年年齢を18歳以外としているのは3カ国で、日本とニュージーランドが20歳。ほかには、韓国が19歳でした。成年年齢を18歳とするのが国際標準というこ

▼図表2 民法の一部を改正する法律 成年年齢関係 (2018年6月20日公布、2022年4月1日全面施行)

法律の要点	
成年年齢の引下げ(民法第四条)	
①一人で有効な契約をすることができる年齢	⇒ いずれも20歳から18歳に引き下げ ・「成年」と規定する他の法律も18歳に変更
②親権に服することがなくなる年齢	
女性の婚姻開始の年齢引上げ(民法第七百三十一条)	
(改正前民法) 男性18歳 女性16歳	⇒ ・女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ ・婚姻開始年齢は男女ともに18歳に統一

<出典>法務省パンフレット (<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>) を基に筆者作成

とがわかります。

(3) 成年年齢を引き下げることの意義

成年年齢を引き下げることの意義について、先述の最終報告書では、以下のように述べています。「18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で消費⁶することができるなど社会・経済的に独立の主体として位置づけられるといった点で、有意義であるということができる。」「民法の成年年齢を引き下げ、18歳をもって「大人」として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての固い決意を示すことにつながると考えられる。」。これらのことから、少子高齢化が進む中で、政治的・社会的・経済的に若者の自己決定権を尊重し、その積極的な社会参加を促すことを期待できる、そのことに意義があると考えられます。

以上のように、成年年齢を18歳に引き下げる主な理由は、投票権や参政権の年齢引下げによって民主主義に若者の意見を反映させようとする流れから民法においても大人として扱うことや、世界的に成年年齢を18歳とするのが主流であることが考えられます。

4. 成年に達すると何が変わるのか

次に、成年年齢の引下げによって何が変わるのでしょうか。民法が定めている成年年齢は、大きく二つの意味があります。

一つ目は「一人で有効な契約をすることができる年齢」という意味です(図表2①)。民法

¹ 成年に達すること。
² 成年とは法律用語である。

⁵ 経済協力開発機構。ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め2022年現在38カ国の先進国が加盟する国際機関。

⁶ 金銭・物品を使い果たすこと。

上未成年者は原則単独では法律行為をすることができません。これに対し、成年年齢に達した人は、単独で、確定的に有効な法律行為をすることができます。具体的には、18、19歳の方は親の同意がなくても、様々な契約をすることができます。例えば、携帯電話を契約できたり、クレジットカードを作成できたりします。また、一人暮らしのために家を借りることもできます。

一方で18、19歳の方は契約する際には注意が必要になります。民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができるとされています（未成年者取消権 民法第五条第2項）。未成年者取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。成年年齢を18歳に引き下げると、18、19歳の方は、親の同意なく一人で契約をすることができるようになりますが、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪特商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。

二つ目に、「親権者の親権に服することがなくなる年齢」という意味があります(図表2②)。親権者は、未成年者の監護及び教育をする義務を負っています⁷。成年年齢が18歳に引き下げられたため、一人で有効な契約をすることができ、また父母の親権に服さなくなることとなります。その結果、自分の住む場所や、進学就職などの進路について、自分の意志で決めることができるようになります。

上記の二つのほか、民法が定める成年年齢は、民法以外の法律において資格取得をしたり、各種行為をするための必要な基準年齢とされています。ことから、例えば、公認会計士の資格取得や性別の取扱いの変更審判を受けることなども18歳からできるようになります。

なお、民法の成年年齢が引き下げられても喫煙や飲酒に関する年齢要件は20歳のまま維持さ

れました。また、競馬の馬券や競艇の投票券の購入など公営競技についても、20歳のまま維持されます。これらは、健康被害への懸念や、依存症対策などの観点から従来の年齢を維持することとされています。

▼図表3 成年になったらできること、できないこと

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを利用 ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 <ul style="list-style-type: none"> 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ◆性別一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ◆普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買い ◆電子を認める ◆大型・中型自動車運転免許の取得

<出典> 政府広報オンライン⁸

5. 成年年齢の引下げに伴い変化のある自治体の業務など

さて、ここまでは成年年齢の引下げの内容について整理してきました。ここからは、自治体の業務にどのような変化があるのか、一部を例としてご紹介したいと思います。

(1) 住民税課税における未成年判定

未成年者は、前年度の所得が一定所得以下の場合、個人住民税の非課税措置を受けることができます。民法改正に伴い、新たに18、19歳の方がこの措置の対象外となります。未成年者に該当するかどうかは、賦課期日(毎年1月1日)現在の年齢で判定し、2023年度課税から適用されます⁹。

(2) 保養所や野外活動施設の利用申請

保養所や野外活動施設の利用について、申請者が未成年者の場合は親権者の同意書を添付することとしていましたが、民法改正に伴ってその対象年齢が20歳未満から18歳未満に引下げになりました。

⁸ <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html> (2022年5月19日確認)

⁹ 既婚の方は、未成年者とみなされない。

(3) 消費者トラブルに関する注意喚起

「4. 成年に達すると何がかわるのか」にありましたとおり、成年を迎えると様々な契約を結ぶようになりますが、一方で、未成年者取消権の保護の対象から外れることとなります。

内閣府が2018年に行った「成年年齢の引下げに関する世論調査¹⁰」によると、「成年年齢の引下げに伴い、今後、どのような環境整備が必要だと思いますか。」との問いに対して、「18歳になる前の人に対する、契約に関する基本的な考え方や消費者トラブルなど、消費者に関する教育をより充実すること」に回答が最も多く集まりました。

また、16歳から22歳の方を対象に「あなたは、消費者被害にあうかもしれないという不安を感じますか。」との問いに対して、「不安を感じる・どちらかといえば不安を感じる」は64.2% (小計)、「どちらかといえば不安を感じない・不安は感じない」は34.7% (小計)、「わからない」は1.1%となりました。

この結果のように、調査当時に、不安の声を上げていた方は多数いました。基礎自治体としても、それらの不安を解消すべく、特に消費生活担当課や学校教育現場では、注意喚起のウェブページの作成やパンフレットの作成がなされてきました。

(4) 成人式の対象年齢

成人式の実施については、法律で定められておらず、各自治体の判断で行われています。成年年齢が18歳に引き下げられるに伴って、成人式の対象年齢も18歳に引き下げるという考え方もありました。法務省の調査結果¹¹によると2022年度以降に実施される成人式の対象年齢について、すでに方針を決定している985自治体のうち、18歳(その年度内に18歳に達する人)を対象とするのは2自治体でした。なお、19歳(その年度内に19歳に達する人)を対象とする

¹⁰ https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-seinen/3_chosahyo.html (2022年5月19日確認)

¹¹ 法務省「令和4年1月 成年年齢引下げ後の成人式の実施に関するフォローアップ調査」<https://www.moj.go.jp/content/001370537.pdf> <https://www.moj.go.jp/content/001370538.pdf> (2022年5月19日確認)

と回答した市区町村はありませんでした。

なお、一部の自治体のウェブページを確認してみると、「成人」や「成年」という単語を使わず「はたちを祝うつどい」とするなどの工夫が見られました。

6. おわりに

今回の民法改正に伴う成年年齢の引下げは、若者がいきいきと活躍する社会への期待があります。一方で、2022年4月1日以前でも、20歳になると悪質商法など消費者トラブルに遭う事例が報告されており¹²、同じ事が18、19歳に拡大すると危惧されています。その影響がある人数は約230万人¹³となります。そのため、この間、教育機関での消費者教育・法教育・金融教育や自治体による周知・対策が行われてきました。今後、若い世代の参加が見込まれる様々な機会を通じ、関係部署が相互に連携を図りながら啓発活動を拡充させることが、必要になります。

本稿では民法改正を取り上げましたが、自身の業務に直接関わりがなくても、住民に大きく影響を与える法改正は、どのような背景や課題があるのかアンテナを高くして知っておく。このことは、住民と直接接する基礎自治体職員にとって、住民に寄り添った接遇やきめ細かな行政サービスに繋がるものであると考えます。

<参考文献>

- ・法務省「民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)についてパンフレット」<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf> (2022年5月19日確認)
- ・政府広報オンライン「18歳から“大人”に！成年年齢引下げで変わること、変わらないこと。」<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html> (2022年5月19日確認)
- ・笹井朋昭・木村太郎(2019)「一問一答 成年年齢引下げ」株式会社商事務務

¹² 東京都生活文化スポーツ局「テーマ別分析「若者」の消費生活相談の概要」https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/tokei/documents/theme_r0403.pdf(2021年6月6日確認)

¹³ 総務省統計局「2021年10月1日時点人口推計(2021年(令和3年)10月1日現在)」<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/zuhyou/05k2021-1.xlsx> (2022年5月19日確認) 18、19歳総数 計2,309千人をもとに想定。なお、2022年4月1日に20歳になるものを除く。